平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制　度　名	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）	
税　　目	所得税・法人税（措法　３７、３７の４、６５の７、６５の８、６５の９、６８の７８、６８の７９、６８の８０）	
要望の内容	特定の事業用資産（漁船）の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置について、適用期限を５年延長すること。 （現行制度の概要） ・〔個人〕課税対象額の軽減 ①　譲渡資産の譲渡収入が買換資産の購入価額以下の場合 （譲渡収入ー（譲渡資産の取得費＋譲渡費用））×２０％ ②　譲渡資産の譲渡収入が買換資産の購入価額を超える場合 （譲渡収入ー購入価額）×８０％ー（譲渡資産の取得費＋譲渡費用）×（（譲渡収入ー購入価額）×８０％÷譲渡収入） ・〔法人〕買換資産の圧縮記帳制度（買換資産の簿価の減額圧縮） 圧縮記帳限度額：（譲渡収入又は購入価額のいずれか少ない金額）×（譲渡収入ー（譲渡資産の簿価＋譲渡費用））÷譲渡収入×８０％	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	ー　百万円 （　ー　百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	⑴　政策目的 我が国の漁業は、中小の零細な経営体が大部分を占めており、その経営は水産資源の悪化、魚価の低迷等により厳しい状況に置かれているが、漁船は漁業の主要な生産手段であるため、適切なタイミングで代替することが不可欠である。このため、燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替を促進し、漁船漁業の経営体質の改善及び漁船の近代化を図る必要がある。 ⑵　施策の必要性 漁業において、漁船は事業用資産として最も重要な資産であるが、漁船には、固定資産としての耐用年数があるとともに、陸上の事業用資産と異なり、洋上における安全操業の観点からも適切なタイミングで新しい漁船への代替を産業政策的視点から推進する必要がある。また、水産資源の制約から漁業生産面において資源管理型漁業への移行が重要課題として取り組まれており、漁業経営の合理化という観点からも、漁船の省人･省力化等の近代化を図っていく必要がある。しかしながら、わが国の漁船の多くは、近年の漁業経営の厳しい状況から適切な買換え時期を大幅に経過しており、漁船を超長期に使用せざるを得ない状況となっており、その転換を促進していくことが重要な政策課題となっている。 漁船の買換えに際しては、漁業者にとって多額の資金が必要であり、その資金面での手当が大きな課題となっている。従って、漁船の円滑な代替を促進させるためには、漁船を買換えしようとする漁業者の十分な資金確保が必要であり、このため、被代船の売却にかかる本特例措置の延長を行う必要がある。	

<table>
<tr><td rowspan="9">今回の要望に関連する事項</td><td rowspan="5">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>《大目標》
食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存･管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
《中目標》
５　水産物の安定供給と水産業の健全な発展
《政策分野》
１６　漁業経営の安定</td></tr>
<tr><td>政策の達成目標</td><td>国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立（水産基本計画（平成１９年３月閣議決定）</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用又は延長期間</td><td>平成２３年度～平成２７年度（５年間）</td></tr>
<tr><td>同上の期間中の達成目標</td><td>漁船漁業の経営体質の改善及び漁船の近代化を図るため、燃油の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船の導入の促進。</td></tr>
<tr><td>政策目標の達成状況</td><td>燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替を促進し、漁船漁業の経営体質を改善。漁業生産構造を健全化することにより、将来にわたる水産物の安定供給を確保するとともに、国際競争力のある経営体の育成や活力ある就業構造を確立。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">有効性</td><td>要望の措置の適用見込み</td><td>所得税
平成 22 年度：適用件数 160 件
平成 23 年度：適用件数 160 件

法人税
平成 22 年度：適用件数　 3 件
平成 23 年度：適用件数　 3 件</td></tr>
<tr><td>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</td><td>本措置によって、資産の買換え時において税収減となるものの漁船の近代化が促進されることによって、将来にわたって継続的な燃油消費量（費用）の節減及び漁業者の収益構造の転換が図られ、水産業の健全な発展に資することが見込まれる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相当性</td><td>当該要望項目以外の税制上の支援措置</td><td></td></tr>
<tr><td>予算上の措置等の要求内容及び金額</td><td></td></tr>
</table>

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	我が国漁業は、国民に対し水産物を安定的に供給する使命を担っている。近年、水産物供給の約４割は輸入により賄われているが、水産物の輸入自由化の流れも強まる中で、わが国の食料自給率を確保し、水産物を安定的に供給する主体としての我が国漁業の存続を図っていく必要がある。このためには足腰の強い経営体による近代化された漁船の確保が必要であり、これを実現することにより、水産物の安定供給をはかり、安全で豊かな食生活を求める国民の要請に応えられることとなる。 近年の漁業経営は、漁業支出の削減等の経営努力を行っているものの、水産資源の悪化等により漁業収入が減少傾向にあり、一層厳しい状況にある。このため、わが国の多数の経営体において多額の資金を必要とする漁船の代替が進んでおらず、また、漁船における労働環境の改善による就業者を確保する観点から本特例措置の維持が是非とも必要である。 なお、漁業者の経営環境が厳しさを増す中で、代替漁船の取得方法として低利融資制度の利用が考えられるが、当該制度は、後年度の漁業者の利子負担を軽減するものの、与信力が低い漁業者の漁船の代替を円滑にする措置ではない。従って、漁業者の代替漁船の取得にあたっては、十分な自己資金の確保を図る必要があり、かかる自己資金の手当のための財源となる譲渡所得への課税の特例措置は政策目的を実現する手段として有効である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	所得税 平成 19 年度：適用件数 415 件 課税の繰延べ額 1,324 百万円 減税見込額 33 百万円 平成 20 年度：適用件数 162 件 課税の繰延べ額 517 百万円 減税見込額 13 百万円 平成 21 年度：適用件数 160 件 課税の繰延べ額 510 百万円 減税見込額 13 百万円 法人税 平成 19 年度：適用件数 2 件 損金算入額 18 百万円 減税見込額 5 百万円 平成 20 年度：適用件数 6 件 損金算入額 57 百万円 減税見込額 17 百万円 平成 21 年度：適用件数 5 件 損金算入額 59 百万円 減税見込額 18 百万円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	燃油消費の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船への円滑な代替を促進し、漁船漁業の経営体質の改善に貢献。漁業生産構造の脆弱化に対応し、将来にわたる水産物の安定供給を確保するため、国際競争力のある経営体の育成や活力ある就業構造の確立を通じ資源状況に見合った持続可能な漁業生産構造を実現。

	前回要望時の達成目標	漁船漁業の経営体質の改善及び漁船の近代化を図るため、燃油の節減及び操業の省力化等のための設備を有する漁船の導入を行う。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	資源の悪化、魚価低迷、燃油価格の高騰と厳しい漁業経営環境による。
これまでの要望経緯		昭和４４年度に特例措置を創設後、昭和４９年度に「漁船」を対象に追加。以後、適用期限ごとに期間を延長している。